

無人島の儀に付御役家より御尋ね有之候由。素と治郎兵衛は渡海心願の者に付私へ便り願立等可レ致心底にて罷在候處、私よりの挨拶承り候處、心組齟齬致候旨、今般御吟味の上承知仕候處。其頃羽倉外記様無人島御巡見御願の義に付、彼是咄等も有之候時節に付相混じ虎一義私より中間候様にも承り候敷も難レ計奉存候。

一、夢物語の義は、前書長英著述にて有之、同人方へ參候節爲見候に付、一覽の上他見等は遠慮致し可レ然旨申談候迄にて、考等致遣し候趣會て無御座候。

一、ア、ルドレイキス、ヲ、ルデンブクと申蘭書、ブラウンスゾンと申蘭人著述にて地理を記候書の由承り、小關三榮世話を以て買取り、長英に解譯承候處、イギリス人數割等悉く右の書中に有之候由、長英所望に付貸遣し候義も有之候處、夢物語に認候人數割等右書中に基き書綴り候儀と奉存候。

一、無人島へ渡海の義、船竝に渡海手當出來候得ば土佐守領分の内に、海路巧者なる船頭有之候に付歸國致候様取計可レ致旨申候風聞之趣御尋御座候處、右體の語等一切致候覺無之。今般一件の内齋藤治郎兵衛は前書の通り、一度面會致候儘にて、遠山半左衛門様組御徒士榮佐

父本岐道平は、鐵砲細工致し、以前より懇意に有之。七八年以前と覺へ候、ドルールヒユスを唱ふる小筒を參持候間、一覽の上差戻し候儀に有之、前書秀三郎畫會席にて知る人に相成其後同人書畫會を相催候由、出席の義頼みの爲私宅へ相越、前後兩度面會致し候儘に有之。本石町三丁目五人組店旅人宿彦兵衛幼年に付後見金次郎、常州鹿島郡鳥巢村一向宗無量壽寺順宜同人悴順道、水戸様御領分常州奈珂港村住居小從人列郷士大内要助父隱居大内清左衛門等は一尙知る人にも無御座候。

前書の趣花井虎一より其筋へ申立、又は如何の風聞入御聽、當役所へ被召出揚屋へ被遣、御組與力衆被差遣、私宅相改め、駄舌或問・慎機論其外御取揚有之、其後御目附様御立會、御吟味罷在候。蘭書等理義相分り候に隨ひ、蠻國強盛の様奉存海岸の御備格別嚴重の御沙汰無之ては、國家の御爲めに相成間敷と存過候より、不計恐入候文勢にも至り候儀にて、半にて稿を止め、其儘仕舞置き、誰にも爲見候儀無之候。駄舌或問・同小記も同様、人には爲見不申候處、花井虎一罷越候砌、私家食事致し候内、爲待置候も無手持相見へ、同人に爲見候外餘人に爲見候儀一切無御座、小關三榮は自殺致し、順道并に齋藤治郎兵衛御吟味

中病死致し、湊長安儀も先達て病死致し候段奉<sub>レ</sub>承知<sub>レ</sub>候。再應御吟味御座候得共、前書の外仔細差して無<sub>レ</sub>御座<sub>レ</sub>候旨申上候に付、被<sub>レ</sub>仰聞<sub>レ</sub>は、私儀主人領分三州田原、遠州洋中へ出張候場所にて、私儀海岸掛相心得罷在候に付、海防手當は勿論蠻國の事情に通じ、主人之補翼に相成度心底にて長英并に小關三榮・幡崎鼎と厚く交り、蘭書を學び、西洋并に諸國の風俗并に去年參向の甲比丹ニイマンの小説等、傳聞の儘筆記致候分書集め、駄舌或問・同小記を著述致し、其の後追々蘭書の義理相分り候に従ひ、彼國の教政武備等行届候様存じなし、主人領分海岸手當等の儀、深く心配致し罷在候處、イギリス人モリソンと申者日本漂流の者を自國の船に乗せ江戸近海へ送り來候旨甲比丹より内々申上候由の風聞及<sub>レ</sub>承、右モリソンは暫時唐土に留學致し、學力も有<sub>レ</sub>之、當時官祿重く、取用の人物の旨傳聞の説を事實と心得、彼の國表に信義を唱へ漂民を送り來り候處、近年被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候通、打拂等被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候ては、後來恨みを結び、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然旨存じ迷ひ、慎機論并に海外事情を受答候趣の書面に綴り、右の内には井蛙小鷄、或は盲瞽相象の譬を取り、其の外恐れ多き事共相認め、御政事を批判致候段、畢竟海岸御手薄にては不慮の儀有<sub>レ</sub>之候節、國家の御爲めにも不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>儀と一途に存過ぎ候心底を以つて、自問自答の

心得にて、右の通認め掛け候へ共、不<sub>レ</sub>計不<sub>レ</sub>容易<sub>レ</sub>の文勢に流れ候に付、恐入候義と相辨へ、未だ稿を終へ不<sub>レ</sub>申下書の儘仕舞置き、他見爲<sub>レ</sub>致候義無<sub>レ</sub>之由は中立候得共、右始末、不<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>公儀不<sub>レ</sub>敬の至り、重役相勤候身分、別而不届の旨御吟味を請け、無<sub>レ</sub>申披<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>誤候。

亥七月廿四日

渡 邊 登

亂暴とも壓制とも申やうがありませんが、斷案を下して置いての調書でありますから、どうも仕様はないのであります。八月十八日、先生から椿椿山に送つた書中に、

是迄訟廷にて誹謗と申事は無<sub>レ</sub>之、議論とあり、然るに此間立印（立原杏所）より林子平ならば（蟄居のこと）安心、金聖嘆の如し（死刑）と申來。もとより反故の中、讀めぬ處を私にもよませ、無理非方らしき處、口書に淨書に相成候。依<sub>レ</sub>之私申候には、この書初稿にて半成なるを捨候故一句にても心に定め候處一字も無<sub>レ</sub>之候間、認直可<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>様願候而は如何、さなく候は<sub>レ</sub>、胎子の月に不<sub>レ</sub>滿をやぶりて、是に人道をせむるに近し。御さつ度は承伏不<sub>レ</sub>仕候段申上候に付疎忽失言と申に相成、末文も恐多き文勢の流れと相成候。私より一言も申上がたき様にきれいに認有<sub>レ</sub>之候。追て本口書に嚴否相替候御趣向にて、いづれにも上を窺ふ御手段相

見候。それ故一旦は死を決、中頃よりは死はまぬかれ候事と存、まさか案事過、元來非方にて死、然るに國家を憂ふるには無相違認候故、餘波の不遜に及也。其の上初稿半成紙もしわだらけ、むだ書もあり、直し多く、元本を見ればこれは串戲など申程のもの、さすれば一等も二等もかろきもの、殊によれば亂稿讀かね候と申而も濟候程のもの、又序引ばかりにて存念は認不申、旁外の例はなきものなり。又一夕認候而忘れ候程のもの、又非方と申しても誰に向ひ申たるには無之、又外より出たるにも無之、又餘の御疑にて、宅調にて出候もの、御勘辨も有べし。

とあります通り、無理に罪を構成しようとしてゐるさまがあり／＼と見えてゐます。

先生が罪なくして投獄されると、藩侯・友信君を始めとして先生の知人門弟どもの痛心は一方でありませぬ。椿椿山・立原杏所・高久齋屋等は東奔西走して、救助の道を講じました。或は病氣出牢を計畫したり、牢見舞を送つたり、家族を慰めたりして、日も足らぬ有様でありました。

しかし病氣出牢のことは叶ひませんでした。これは椿山の麴町一件日録の中六月十日の條に、  
一、高柳兵助來、大草手筋より承り候處、此舉出牢之手配至而不宜、慎で家事を治め候方可

宜、且先生多年之評判に付、今更未練が間敷事御坐候而は不<sub>レ</sub>宜と申聞候由。極重罪にて首、罪輕くて永牢也、多分永牢之方と申聞。

一、小林へ至面會、和田來、一昨日宗安方へ参り候處、當人より快氣の趣大勢の中にて被<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>候故、趣向出來兼候趣申聞候由、高柳之咄も申談。仍て牢中へ萬事今一應問合の上可<sub>二</sub>相計<sub>一</sub>方可<sub>レ</sub>然と申談。

とありますし、又先生は之に對して、

出害のこと被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>誠以難<sub>レ</sub>有仕合候。乍<sub>レ</sub>去未御疑ひ霧不<sub>レ</sub>申候間、世間様子相直り不<sub>レ</sub>申、殊私之罪は上之御恥にて、矢張上御疑ひを被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>受候義に相當り申候。依<sub>レ</sub>之僅にこらへ性無<sub>レ</sub>之みだりに願立致、他家へ御預にても相成候得ば、他家様は迷惑上も一段の御恥辱にて、可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>は今冬也、來春也、御裁許迄は此室中へ罷在申候。それとも一體御疑もゆるみ候上は世評次第被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候は、此方にて取計願可<sub>レ</sub>申候。

とありて、其好意を辭退されて居ります。遂に上野寛永寺にゐます法親王の御聲が、りについても運動しました。麴町一件日録の中に六月十四日の條に、

一、沼田來、上野御聲掛りのこと問合、御赦の節多くあり、多分吟味中はむだなるべし、御聲掛を願ふは上野にて宗門の執頭公邊の執頭兩人あり。其公邊の執頭（當時龍王院と云よし）萬事執行のことなれば、又山内の極も中べしと云々。

同十五日の條に、

叡山宮様御聲掛一條は、宮様御用人本馬相模守より願入候積之由、右相模守奥方は田原侯兩敬木多〔 〕より被<sub>レ</sub>嫁候由、本多侯隱居より相頼候手續之由。

同十七日の條に、

一、高柳來、宮様御聲掛義承合候處、奉行所取上げ無<sub>レ</sub>之者也、又上野鍵之助方問合候處、御聲掛りの義執頭取計、御用番へ使僧元は宿坊より申立之手續也、田原公宿坊は涼泉院之由、尤夫よりも内々申出候様子也、又度々之使僧參り候方宜、是は執頭取計にて何ヶ度も御使立候事之由、隨分宜敷也。

とあります。其他いろ／＼と傳<sub>ッ</sub>て手を以て運動に着手したことは、麴町一件日録の六月十四日の條に、

一、平藏來、本郷〔 〕奉公せし人尼となりて其屋敷にあり。其人の娘分の人を薩州へ奉公の世話せしことあり、其縁を以頼入候由、此尼の主人方へは越前殿・久世殿も參られるよし兩君願吳候由。

一、本郷にて平山へ面會、蓮池畔にて長話に及ぶ。甲州出の人兩御番也（麴町住水府の内命ありて召出されし人）伏見平左衛門と云。此人無<sub>二</sub>の懇意なる御祐筆は桑山六左衛門殿と云よし頼入置たりとぞ。

とあります。知人門弟の手分して運動奔走したことは椿山の書翰に詳しく見えてゐます。しかし如何なる運動も手段も先生を救ふことは出来ませんでした。蕭條たる秋の夕、草葉のうちにすだく蟲の音を聞いては、我が身の上に比べて、先生は、

鈴蟲はおのが草葉に音を啼きて、  
 簀のうちにきく身こそ悲しき  
 と詠じ、死刑の噂を聞いては、

梓弓やたけ心の武夫も親にひかれて迷ふ死出かな

と、浩歎されました。幕府では斬罪と云ふ極刑案に一度は極つたが、實際罪のない先生を無理往

生に罪ある如く構成したのでありますから、それも決し兼ねてゐました。しかし口書の末にあるが如く、「不<sub>レ</sub>憚<sub>ニ</sub>公儀」不敬の至り、重役相勤候身分、別而不<sub>レ</sub>届」と斷案してゐるのでありますから、處刑の輕からぬことは見えてゐます。

知友門弟が心血を絞つて、足を空<sub>ニ</sub>様に奔走しての運動も功がなかつたところへ、敢然として奮ひ起つて、先生の爲に助命運動をしたのは、先生の師なる、老齡七十歳の松崎懺堂翁でありました。翁は肥後の人でありましたが、掛川藩の教官をして、學殖と徳行とを以て聞えた高士であります。翁は先生の罪なくして縲紲の辱を受け、しかも口書の末段に重く刑せらるべき文章のあるを見て、慷慨措く能はず、病中、筆を呵して、閑老水野越前守忠邦に上書したのであります。此書には、先づ第一に先生の人となり<sub>ニ</sub>を詳に論じてゐます。

登は從來佐藤捨藏（一齋）社中に御坐候處、二十年來、私方にも師賓の禮を執中候に付私も無<sub>ニ</sub>底意<sub>一</sub>申談候に事に御座候。先其人の大概を申せば、衣服にも上着下着揃候は一襲も無<sub>レ</sub>之相見、平日他行の上着を禮服之下着に相用、年始などに参り候にも鬘斗目之下着不揃之常用衣物を相重、十年前用人の時より其通、只今家老に而も其通に御座候。御考合候は、可<sub>ニ</sub>相分<sub>ニ</sub>、此其

清廉之一端に而、萬事御推察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下。偕又其人謙讓にして、誰人に對候而も、一向家老風など少しも不<sub>レ</sub>顯、人の美事は一言一行たりとも必感心籍記仕候。其人生來好<sub>ニ</sub>繪畫<sub>一</sub>候得ども、世の畫人と違ひ、書畫論など多分研究仕候より、隨分博覽之處も有<sub>レ</sub>之候間、敬慕納交之人も餘計有<sub>レ</sub>之、誰に而も其人を感心せぬもの無<sub>レ</sub>之、第一は私存知候二拾年以來母親に孝養を盡し、私方へ参り候にも、晩刻に相成候得ば是非急ぎ辭去申候を、同座之もの強て抑留仕候得共入<sub>レ</sub>夜候而は老母案思申候に付乍<sub>ニ</sub>殘念<sub>一</sub>と斷罷歸り候。偶其宅に參候節も心付候に、老母に事へ候様子、何となく感心仕候事御座候。總て一點之文飾も無<sub>レ</sub>之、此事往來交游之談大概日録に御座候。御存知も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、五郎と申弟一人御座候。貳十歳計之若者に御座候を、自分之子三四人有<sub>レ</sub>之候得共、彼を順養子に致し、母の心を安んじ申候積之由。然る處去年春頃か疫邪に而死去候以來、母の哀傷を悲み、猶更萬事心を付孝養致候様子、誰人も見受申候よし、私にも物語など仕候。それより藩主への忠節、凶荒の勤勞等を挙げまして、今度の疑獄に及び、其の讒言に出でたるべきを論じ、唐律・明律に照らし、其無罪なるを説いて、言々痛切を極めてゐます。此懺堂翁の忠言は最も功を奏したものと見えまして、十二月十九日、出獄となり、藩地田原へ蟄居を命ぜられ

ました。

申渡之書

三宅土佐守家來

渡 邊 登

年四十七歲

其方儀、主人領分三州田原者、遠州大洋へ出張候場所にて、其方海岸掛心得罷在候に付、海防手當は勿論、蠻國之事情に通し、主人の輔翼に相成度心底にて、高野長英・小關三榮・幡崎鼎等と厚く交り、蘭書を學び、西洋諸國之風俗并に去年參向之甲比丹ニイマンの說話等傳聞之ま筆記致置候分書き集め、駄舌或問・同小記を著述致し、其上追々蘭書之見識相分るに隨ひ、國々の教政軍備等行届候様に存じ、主人領分海岸手當之義、深く心配致し罷在候處、イギリス人モリソンなる者、日本漂流之者を自國の船へ乗せ、江戸近海へ送り來る旨、甲比丹之申上候風聞及承候様。モリソン者素と唐土に留學致し力も有之、當時官祿も重く取用ひ候人物の旨傳聞之説を事實と心得、彼國表に信義を唱へ、漂民を送り來り候所、近來被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候打拂ひ等

被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>候而は、後來怨を結び不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然旨存じ迷ひ、憤機論并に海外事情等を請答の趣きに書き綴り有<sub>レ</sub>之、其中に井蛙鷓鴣或は盲瞽相象等、其外比喻之語を以て、御政治を批判致し候段海岸の御手當薄く候而は、不慮之義有<sub>レ</sub>之候時、國家之御爲に不<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>候と、一途に存じ過候心底より、自問自答之心得にて、右之通認置候得共、不<sub>レ</sub>計も不<sub>レ</sub>容易<sub>レ</sub>之文勢に流れ候に心付き恐入候義を相辨へ、未だ稿を終り不<sub>レ</sub>申下書之儘にて仕舞置他見爲<sub>レ</sub>致候儀更に無<sub>レ</sub>之由申立候得共、右始末重役を相勤め候身分別而不届に付、主人家來へ引渡、於<sub>レ</sub>在所<sub>レ</sub>蟄居。

天保十己亥十二月十九日

是より先き、小關三榮は、先生が入獄されるを聞くと、之は先日先生が蘭書の切支丹略傳を三榮に讀ませ、之を翻譯されて、もはや其譯が出来上らうとしてゐるのを思ひ出し、國禁の書に依りて、先生は拘禁されたのであらう、峯山先生に罪はない、拙者が自首して先生を救はうと、既に法廷に出かけようとしたが、いや拙者は國禁を犯し、主家に累を及し、はりつ磔や死刑の耻辱を受けるよりは、潔よく自殺をしよう、其晩自殺をしました。

高野長英は獄中で蠻社遭厄小記を記述し、又鳥の鳴音の一篇を著しましたが、たうとう終身禁

銅の刑に處せられました。すると偶々獄舎から失火して囚徒が解放されました。そこで長英は其儘出奔し、姿を變へ、江戸市中に匿れてゐましたが、翌年冬初に江戸を出發して、故郷に歸りまして、老母を省し、又江戸に歸り、それから尾張の名古屋に匿れ、伊豫の宇和島に居ること三年、又江戸に歸り、鈴木春山の家を寓し、高柳柳之助と改稱し、硝石精で面貌を焼きまして、其面相を變へてゐました。其後澤三伯とも改稱して著譯に従事してゐましたが、弘化三年鈴木春山歿後に其宅に住みました。すると、三兵タキチキと云ふ兵衛書を薩摩侯の爲に譯述したことから、露顯しまして、嘉永三年十月晦日其家を圍みました捕卒を斬つて自殺しました。享年は四十七歳でありました。

鳥居が坦庵等をも連累として陥れようとしたのは、先生の辯論更に此に及ばなかつたので、遂に無効に歸したのであります。

## 十六 幽 居

天下の渡邊華山先生は、再び三州田原の渡邊華山となつて、掌大の小天地に、蟄伏しなければ

なりませんでした。思へば先生の運命は數奇でありました。少年時代より辛酸なる生活をつゞけて、不斷の向上心を以て世路の風波を凌ぎ凌いで、漸く雷名を天下に馳せるやうになると、端なく、大打撃を蒙つて、急轉直下、光明の生活から暗黒な生活に陥らなければなりませんでした。しかも先生は絶えて私情に囚はれず、公明正大の見地に立つて、國家の爲に働かれたのであります。先見の明、非凡の識が偶々累をなして、先生をして恢復の出來ぬ否運を甘じて受けねばならぬ境遇に至らしめたのであります。

僅に出獄を得た先生も嚴重なる藩の監禁の下で、些しの自由さへもありませんでした。硯や墨さへも渡されません、夜晝ともに番をつけられてゐました。それ故松崎懺堂翁にも面<sup>ま</sup>のあたり感謝の意離別の情を致すことが出來ず、僅に書を以て厚く其芳情を謝しまして、天保十一年正月十三日、檻輿江戸を發し、春とは云へど、唯名ばかりの、寒風漸瀝と吹き荒む東海道の長亭短驛を日の目も見ずに、田原へ向はれました。其駕籠は囚人の乗る錠付物で、兩便さへも其内で用をたすと云ふほど厳しいものであります。箱根八里を越した時は大風雪で、先生は下痢にかゝられました。掛川驛の泊りでは遂に絶倒されて、戸塚隆伯の診断を受け、一日滞在して、二十日、田

原に着されましたが、依然として厳しい警護の下でしたから、十分の養生も出来ず、斯くて二月十六日、初めて居宅を賜はつて、此に一家久し振で團樂の生活をなされました。先生の老母を初め、妻子も皆江戸生活をしてゐたのですが、計らずも不慮のことから此地で田園生活をする事になつたのです。定めし感慨無量であつたであらう。

始めて居宅を賜はつて、此で暫くの間保養して入獄以來の疲勞は日ましに恢復しましたが、獄中から病まれました疥癬は中々治りませんので、之には先生も弱つて居られました。先生の居宅は池原と云ふ所で、曾て大藏永常が砂糖製造に従事した地であります。あたりは藪や樹が茂つて淋しい處であります。恐く今日の光景と其當時の状態とは大差がなからうと思はれます。此で罪なくして配所の月を見ながら、有爲の材を抱いて、埋木とならうとする先生の日常生活は、書を讀み畫を描き、知友村人と談笑されることでありました。論語は一番愛讀されたやうであります。守困日歴と云ふ幽居中の日記中にも「終日讀論語」「伊東鳳山來對讀」などの記事が見えてゐます。しかし先生の貧苦は依然として渝りませんのみならず、藩地へ蟄居されてから殊に窮迫されてゐました。十一月三日椿椿山への手束にも、

一、岩槻藩醫小野氏、岳武公（支那岳飛のこと）像を友人藤村氏を介し望みのよし、武穆像は有之、揮灑の義は承、其上阿堵物（金のこと）忽ち散じ、再び收り難く、兎に角絹來次第認め差上可申候、尤も心遣の處には無之由、唯此義のみ也。されども足下と云ひ、藤村と云ひ、何もかも宜敷願上候。薄謝等の事渴馱の水に趨る如く潦沼清濁は更に不選一時快を取り候のみ。

一、僕窮迫の事御聞及赤面の至りに候。景色は先日半香（福田）より何か中上げ候様子、定めて御承知、香申すには存外案事候より宜敷と喜び候間、其通と申上候、御安心可被下。此間半香縁介より阿堵三圓持參の所へ、尊兄三圓、春色俄來、春已來借賃申譯生面を開き、誠に難有候。困人の困する固よりの事、困卦の入ニ幽谷ニ苦ニ株木ニ苦ニ蒺藜譬のしりくされ候とも動く不能、又動く可からず。

然れば根本心内固動かすべからざる地に候得共、既に七十の慈親を奉養致さんとするには、寂寞杜門可仕も、扱は心に不安、此兩端に相互候義如何と申すに、僅か平生疎漫浮躁より、親に危険の地を踏せ、父祖の墓を去らしめ、骨肉に背むかせ、交友に別れ、僻遠寂寥の地に移



り、皆其樂む所安ずる所を捨て、荒山滄海漁翁田畑と相交、麥を磬し、豆を打し、勞多く樂少く、年將<sub>ニ</sub>古稀、餘影幾回も無<sub>レ</sub>之、僅か奉養に相逼り候處御察可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下。依<sub>レ</sub>之内々友人に展轉親洽致、隣婆舊僕の往來を謀り、日より夕に及び、笑談和合日を送り候故、面に笑を買ひ候は皆背に衣を典し、守城必ず久しかるべからざるを恐懼仕候。是則僕が二岐に互り痛苦仕候處に御座候。依<sub>レ</sub>之此地知己の者僅に四五輩も有<sub>レ</sub>之候得共、唯僕を知るのみにして、助る不<sub>レ</sub>能もの多し、僕を知り助くる力有<sub>レ</sub>之も必ず久きに不<sub>レ</sub>耐、又一且餘りあるもの久きに不<sub>レ</sub>耐れば又助くるに益無<sub>レ</sub>之。又僅か手を知る者あり、多くは利に走る者なり。利に走る者は、虚稱して名を賣り、利を取る、是尤可<sub>レ</sub>懼の甚しき者。名なければ利なく、名あれば懼あり、又其二岐に互り、愈幽谷に入り、蒺藜に苦む。

とあり、八月三十日の椿山宛の書面にも、

一、此間申上候。顯齋(平井)より先づ五兩參りこれを七月中六兩借に入れ、たゞそれ計り故、月計丸の穴の處、尊君頂戴にて、今日迄來候。

當月は當無<sub>レ</sub>之候得共、半香九月來と申事故、これにて大獵の心得、御案事被<sub>レ</sub>下間敷、貧を

稱するは士之耻、況や主人有<sub>レ</sub>之身分、決して不<sub>レ</sub>致事なれども尊兄折入御咄の事故に申上候。さりとして大本之憂は無<sub>レ</sub>之、清談世を渡る迄の事なり。

と見え、日歴の中にも

七月十四日、

一、春山(鈴木)憐<sub>ニ</sub>予窮<sub>一</sub>以<sub>ニ</sub>阿堵二兩<sub>一</sub>贈。蓋拙畫潤筆、乃托<sub>ニ</sub>此阿堵雪氏<sub>一</sub>還<sub>ニ</sub>生田氏<sub>一</sub>。

一、雪氏又借<sub>ニ</sub>阿堵三丸<sub>一</sub>送<sub>ニ</sub>予<sub>一</sub>、蓋又與<sub>ニ</sub>春山<sub>一</sub>議云、以<sub>レ</sub>之償<sub>レ</sub>責未<sub>レ</sub>清。

(春山、予が窮を憐み阿堵二兩を以て贈る、蓋し拙畫の潤筆なり、乃ち此阿堵を雪氏に托して生田氏に還す。

雪氏又阿堵三丸を借りて予に送る、蓋し又春山と議すと云ふ、之を以て償を償ふも未だ清<sub>ま</sub>ずとありますが如く、非常に窮迫して居られました。けれど先生は達人であります、彼の天命を樂んで又奚<sub>なん</sub>ぞ疑はんの境にある高士であります。此不平此窮苦の間に處しても、

嗚呼遂事は不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>説、此節先不快も全快の狀に相成、日に斗室に兀坐致し、鶴林玉露の唐子西詩云々の文の如き境界、又彭澤(陶淵明のこと)の昨非益了解致候。其上孟子の三樂(父母

俱に存し、兄弟故なし、一の樂なり、仰いで天に愧ぢず、俯して人に忤ぢず、二の樂なり、天下の英才を得て之を教育する三の樂なり)は無<sub>レ</sub>之候得共慈親を奉養致妻子無<sub>レ</sub>故、又尊兄の如き同好の益友を得、其樂亦不可<sub>レ</sub>言、此樂有<sub>レ</sub>之貧中にも不足無<sub>レ</sub>之候。(橋山への書)と云ひ、

一、僕が此疎懶放心、散漫細事に不<sub>レ</sub>忍、此故御<sub>レ</sub>家法無<sub>レ</sub>之、自然雜費多人と比し難し。此地に移り試み候に、大體一年十八、九、二十圓も入用あるべし。昔日に較すれば、四五分の一なり言ふに足らざる如くなれども、今の分に比すれば十にして二三を補ふに不足、大抵吾藩の中小姓位の處にして寸地なし。身も亦事に不<sub>レ</sub>馴、俗に不<sub>レ</sub>熟、加ふるに禁固往來なく、是れ身の困する所以、然れども昔日の飲食に苦み、金事に苦むに較すれば、道は則ち亨る、君子進徳の地なるべし。

一、依<sub>レ</sub>之閑を不<sub>レ</sub>求身閑也。靜を不<sub>レ</sub>求心靜也。閑靜は書畫の生ずる地、山靜にして草木生、人靜にして思慮出、此畫なるものに忤<sub>レ</sub>ず、天に背かぬ様に出來候者、知る人は知るべし。これを以て、其知者とかへ候者願欲する所の者、可<sub>レ</sub>得候歟、何事も自ら致すより外有<sub>レ</sub>之間敷、

其上は天命に御座候。無<sub>レ</sub>左候はゞ、心不安と決定に御座候、人生得霞烟の如く不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>論候。と云つて達觀して居られました。

此間の貧苦を助ける唯一の道は畫でありました。家の貧なるを救はんが爲に學ばれた畫技は、又此に於ても大に役立つたのであります。天保十二年の初春、妹のおもとに與へた書中にも、

一、内にかき置候繪を賣り捌き度候。これはひたすら孝養のために致候。それにて日々の魚の料、寒の凌ぎ致度心願也

とあります如く、先生は閑地に居て、一つは貧を助ける爲め、又一つは、自己を慰むる爲めに畫事に親まれました。恐くは先生の生涯を通じて此幽居時代程の閑境はなかつたでせう。同じ天保十二年の初春(正月三日、前の妹宛と同封)妹婿岩木茂兵衛へあてた書中に、

此地日々北西風烈しく、竹藪日夜鳴り騒ぎ、春のけしきは更になく候へ共、江戸の物入多く、いかに年を超候事と前夜より胸ふさがり、其上内外晝夜忙しく、剩へソレ火事、ソレ客、ソレ外勤などとバクサ年暮れ、翌元日より暗き内より駕籠にて江戸中を乗まはし、年禮に半月は暮れて仕舞候得者、又々舊年の仕のこし、其年の事共打おこり、平日の繁勤となりかはり、

内もそれに準じて年禮客日々入かはり、夢の如く世を渡り候處、此節は打かはり、母事天下様にも、殿様にも、何もかも一人にて、拙者、妻かつ、長女（此時十六）は母一人を敬ひ奉り、立、（長男十歳）諸（次男七歳）は御伽を致し、一家和睦、折にはもと仕ひし男共、又此地にて仕候女ども入かはり機嫌聞き、大にまぎれ候。（中略）拙者は四海廣しと雖も、居所なき罪人なり。されど天下太平の民の中を放れず、公儀の御恩澤に浴し、産みおとせし母の手元にありて孝養を盡され、家内小供もよく母の機嫌をとり、何一つ心に不足なき身と相成候得者、自然母も家内も安心、毎日難く有喜び世渡り、これ迄母も小言や不足を申候へ共、此地にまいり何も左様の事は無之、まめしく喜びつゝ、此春を迎へ、今年も親子睦まじく暮し候はんと大樂みに候。

とありまして、先生の境涯は従前の繁忙と比べて心事俱に平和でありました。貧苦と云ふ大敵はありましたが、先生は閑境に任せて畫事に耽り、家計を助くることに一意つとめてゐられました。

## 十七 畫家としての先生

田原の幽居は、寧ろ畫家としての先生に取つて幸福でありました。先生の名畫は多く此際に出來たのであります。草蟲帖にしても、ヒボクラテスの像にしても、于公高門圖にしても、田園雜興圖・雁門風雨圖・海錯圖其他種々の畫が先生の苦心に依つて描かれました。田原の幽居がなかつたなら、先生の畫は今日現存するほど澤山は残らなかつたであらうと思はれます。畫は先生の生命でありました。畫がなくとも、先覺者として、先憂者として、國家の爲に盡された先生の事績は、永遠に傳はりますが、更に南畫の大家と云ふことに依り、先生は畫史中の人物として千載に生きられるのであります。先生曾て鈴木春山に書を與へて、

一體僕事性來疎懶の上、幼少より畫に志すに死を以てし、他事不願處、父の大病に逢ひ、又君の大義に逢ひ、因循逶迤及今日候、其實は抱三一心候にて罪莫大焉候。今天下畫の眞面目を得るもの絶えて無之、我朝自在昔畫道の正を見候もの無之、我今死候時此道雲霧に陷

り候。これは僕が眞色に候。唯一人僕を憐み候もの無<sup>レ</sup>之、君臣父子の難に遭ひ、萌蘗を摘し、終に庭隅一曲の槁木と爲り候義憂苦に不堪候。

と、其所感を述べられてゐますが如く、畫道の正を以て自ら任じて居られたのであります。一體南畫は關西地方に盛んで、九州に田能村竹田、京攝の間に蕪村・大雅堂があつて、南畫界に馳騁してゐましたが、關東には、南畫の純粹なものがありませんでした。谷文晁は南北を合せて一家とした人でありまして、南畫の正宗ではありません。先生に至つて始めて關東の南畫が開けたのであります。先生は山水に於ては清の王石谷を推し、花卉に於ては清の惲南田に私淑されて居りました。王石谷、名は翬、石谷は其字であります。王鑑の門に入り、王時敏・王鑑と併せて江左の三王と稱せられ、近代の大家と云はれた人であります。惲南田、名は壽平、字は正叔、南田は其號であります。初めは山水畫をやつてゐましたが、王石谷の山水を見て、到底其右に出づる能はざるを思ひ、山水を棄てて花卉を畫きました。北宋の徐崇嗣が創めた沒骨法を祖述して、更に純沒骨法を用ひて、寫生の正流と稱せられました。先生は此二人を推重しましたが、決して其範圍内に跼蹐したではありません。元明の諸畫に遡つたばかりでなく、狩野・土佐の諸流をも研

め、洋畫にも得る所ありて、別に新意を開かれてゐます。殊に先生の畫に就いて觀るべきは、其人格の反映で、自ら士大夫の畫であつて、氣品の高かつたことであります。先生曾て曰く、

未だ筆を落さざる時は太極の如し、物に感じて兩儀生ず。此時自ら眞空を要す。若し紙墨あり筆あり丹青あるを知らば、則ち眞空に非ず。況んや古人あり今人あるものをや。感じて手を行るものは氣の傳はるなり。氣一に行はれて二に塞りて回頭すべからず、氣は水の如く奔流すべきもの、塞がるは氣に非ず。

と、即ち神來感興を説かれたのであります。紙墨と筆と丹青とを離れ、古人と今人となく、感來り興到り、我が性靈は凝つて、融然として畫となる。まして名と利となどがあらうか。先生の畫が清新にして俊拔なるは此に在ります。紅塵の風、銅臭の氣あるものとは、固より歳を同うして語るべきものではありません。

氣韻生動は支那の謝赫の六法中の第一でありまして、古來東洋畫の生命とする所であります。先生は之に就いて斯う云つて居られます。

扱氣と申すは、太極一元の氣、程子の所謂造化不窮の生氣、法言に云氣也者所<sup>レ</sup>適<sup>ニ</sup>善惡<sup>一</sup>之氣

也歟。然れば善に適けば善、惡に適けば惡なるもの。こゝに云ふ氣韻の氣は、惡と小と、殺とに不<sub>レ</sub>適、大と善と生との氣を指す也。韻と申すは聲の集り、音の和諧致候義にて衆音を指す也。(略)扱氣と申すは天地萬物生々の氣にて單義也、韻は音の私諧致候事にして衆音を合して言ふ義也。右故に氣と云ふは筆の氣、墨の氣色の氣と一つ／＼の生氣にて、韻と云ふは、其筆墨色の衆生氣力運動するを韻と申候。氣韻生動を分けて申せば、氣韻は本旨、生動は注脚、生字は氣にかゝり、動字は韻にかゝり申候。

猶其註解と見るべきは、

筆もなく墨もなくは、紙ばかりなれば、そこで筆にて形をなし、墨にて陰陽向背を隈どりて曲直便斜が見る様にわかる故これを人は畫といふべし。されども形備り、影日向あれども、作り花でも、模様でも、其位の事はあるなり。こゝに其筆墨のあとに氣韻、筆墨の經營格構に風趣がなければ、我は又これを筆墨とは申さぬなり。

韻といふても其韻に俗韻もあり、雅韻もあり、そこで瀟洒の風流より出候はねば、韻とは我は不<sub>レ</sub>申也。變を盡したる奇ならざれば、我は趣とは申さざるなり。

との説であります。先生の門人中、椿椿山は花卉に長じ、福田半香は山水に長じてみましたから、先生は各々其長所を發揮するやうに奨勵されました。椿山、名は彌、通稱は忠太、もと金子金陵の門人、先生とは同門でありましたが、先生に師事して、後年非常に盡されました。此他に山本琴谷・岡本秋暉等があります。高久靄厓は文晁門から出て、南宗文人畫を旨とし、關東南畫の興隆に與かつて力ありましたが、又先生より獲る所が多かつたのであります。水戸の南畫家として名聲藉甚なる立原杏所も益を先生に得たのは少々でありませぬ。先生曾て文人畫家の不始末不行跡を嘆じて、

夫には此地(田原)に參、朝川善庵養子なる恭太郎と申者話に、詩佛(大窪)五山(菊地)寫山(文晁)其社の内うらの事承り驚入、又臺嶺(勾田)妻の始末、先聖賢を假りて、人倫壞廢の極り、獸畜同様、かゝるべしとは不<sub>レ</sub>知、久敷風塵の中に交り、其汚に不<sub>レ</sub>染事必竟愚者の一得と存候。

と云はれて居ります。先生の如きは皓々たること鶴の如しであります。でありますから先生と金蘭の交りをした椿山の如きも、親には孝、師には厚く、温厚篤實の人でありましたし、先生と交

りの深かつた人達は孰れも人として、立派な人達でありました。斯る人達の中心であつた先生の畫が氣品のすぐれてゐたことは又當然ではありませんか。

小品ではありますが、田原幽居中の一傑作の草蟲帖に就いて、椿山に與へた書を見ますと、興味の油然と湧くを禁じません。之は椿山の草蟲帖に倣つて、先生も書畫二十四葉を作られたものであります。

然らば御約の草蟲書畫共二十四葉出來差出候。扱能き出來と申ものは無<sub>レ</sub>之候得共、實尊兄の草蟲に被<sub>レ</sub>壓甚無意之作、殊書など猶更愧入候、宜敷御申譯可被<sub>レ</sub>下候。始よりとても妙は不<sub>レ</sub>及せて眞になりと被<sub>レ</sub>存、誤多御座候。

一、先畫の封をきらぬ前にとくと御考、私いかゞ認候哉と御思惟、こうでもあらうと、一枚一枚に題を見て、内を御披き可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。人の居る處にては御無用御獨見を願ふ所なり。先日被<sub>レ</sub>仰越<sub>レ</sub>候末、忤にも見せず獨樂、終に出しおくれとあり。これ私の知己の言葉うれしく、わすれ不<sub>レ</sub>申候。樂を同する人、天下幾人かあるや、天地廣しとも、唯足下を尙て、餘人は見不<sub>レ</sub>申候。それ故一所にても心に叶ひ候時は、足下を渴望かぎりなし。

越瓜拒斧圖	竹枝窠幕圖	晴池嬌畫圖
古柳馬蝸圖	洗手露艇圖	筐桑夜蠶圖
秋草金鐘圖	猪牙絡緯圖	螿籃喧蠅圖
塞塘曝龜圖	紫茄黃蜂圖	荷葉游魚圖

此題を御一覽可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。

滿腔敬憐の氣を收めて、心織筆耕の畫技に親んでゐた先生は、永く悠々たる天地に翱翔するを得たでありますか。或は秋夜、僕婢老婆の爲に心字の講釋したり、或は月明の夕、獨り南圃に徘徊したり、時には庭園に鉢を取り、時には作詩の興に耽り、夜靜に訪ふ人なき時は寂寥の感殊に深く、偶々藩士の茶具を携へて來れる時、煎茶十七八椀を喫して「先近來の快事此位之事」と自ら嘲けられて、畫筆を執る以外に、會心の友と閑談する以外に、悶々の情を遣りて、一意、子として夫として親として、割合に平和の生活を送られてゐました先生に、驚天動地の悲劇が突如起らうとは誰しも思ひがけなかつたことでした。呪ひの魔は、先生を醜弄せずんば已まなかつたのであります。

## 十八 最 期

多事多難であつた先生の一生は、遂に無事安樂で終りませんでした。「まめくしく喜びつゝ、此春を迎へ、今年も親子睦まじく暮し候はんと大樂みに候」と豫期せられた天保十二年が、悲惨であらうとは、實に思ひがけないことでした。

江戸に於ての先生は天下の士でありましたが、田原幽居の先生は田原の藩士でありました。どこにも人の美を成すを樂はぬ猜忌心の深い人々があります。先生は一たび藩老の席に列つて、公明正大の政を乗らねばして、破邪顯正の實を挙げられました。それが爲め藩中一派の人は屏息してゐましたが、名聲の隆い天下の士渡邊華山先生をどうともすることが出来ません。然るに先生が幕府の嫌疑を蒙つて、一敗地に塗れられましたから、時こそ來れと、藩中一派の人は喜び合つたのであります。田原幽居後も、在藩の或人々と在江戸の或人々とは氣脈を通じて、先生の舉動を窺つてゐたのであります。江戸に在つた天下の士なる先生は藩中の或人々では動かされませんが、しかし田原幽居後の先生は云はゞ籠に入れられた鶴のやうなものです。其活殺擒縱は藩中の或人

人の自由にもなりません。今や先生の身は閑雲野鶴でなくして、人に切りさいなまれる魚肉でありました。

恰も此頃誰云ふとなく、斯う云ふ噂が立ちました。幕府は田原藩主三宅土佐守康直侯を奏者番に任じようとの意もあつたが、家老の渡邊登が重い罪人となつたので、沙汰已みとなつたと云ふことであります。此風説は藩中一派の人が先生に向つて放つた第一箭でありました。先生の幽居には藩中の志士眞木・村上・鈴木等の往來が絶えません。書を講じ、時務を論じ、風流を談じて先生は依然重きをなしてゐました。一派の人は之を快からず、又嫉ましく見てゐたのであります。時に偶々先生の門人福田半香は先生の窮を救はんが爲めに江戸で書畫會を開く計畫をしてゐましたが、事あれかしと待ち設けたる人々に取つては機會絶好でありました。第二の征矢は此徒に依つて眞正面から先生に向つて放たれたのであります。在藩の一派は在府の一派に此事を誇大に報告し、華山は謹慎中をも憚らず、盛に世人と交通し、又江戸の門人や有志の徒と消息を通じてゐる、今に再度の御咎を蒙つて累を藩侯に及すであらう、と云ふ旨を云ひ送つたのであります。在府の一派は一策を案じ、先生の親戚で小寺某と云ふ愚直で理義に暗いものを嚇して云ふには、

「どうもはや渡邊氏も困つたものである。上を憚らぬ不敵の所行が、はや幕吏にも聞えたさうで、近々又もや御咎を蒙ることになるさうだ。渡邊氏にも似合はぬことだ。」と、まことしやかに告げました。小寺某は一杯食はされるとは知らず、慌てふためいて之を田原にある親戚雪吹伊織に申送りました。そこで伊織から此事を先生の耳に聞え入れました。若し先生が江戸にゐたならば先生の耳目となる人は多うございますから、其等の虚實は直に明瞭になりますが、何しても江戸とは關山百里を隔てた偏土の田原でありますから、どうともすることが出来ません。深く責任を自覺する先生は、此で直に覺悟されたのであります。

先生は少年時代から物に動ぜぬ風がありました。所謂大勇の人であつたのです。或時夏日、藩主の宴に侍してゐましたところ、折しも一天かき曇つて大雷雨となりました。忽ち天地も崩れよとばかりの落雷に、坐中の人はあつとばかり、手にした箸を投げる、口に近づけた盃を擲げ出すいやはや生きた空はありませんでした。其中に獨り先生だけは平常と異らず、さも愉快さうに、懐から小冊子を取り出し、一坐の周章狼狽のさまを寫生し、滑稽の材料を收められたと云ふことです。此の如くの物に周章あはせず靜に考慮し、安じて天命に従ふ先生でありましたから、愈々我事

畢ると自覺されたのも、深く熟慮された結果であります。

「殿が今日迄役に付かれないのは、家老たる某が罪人になつて、今日迄おめく／＼生き存らへてゐると云ふのが一つの原因でもあらう。半香主催の書畫會から再び御咎を受けるやうになれば又どのやうな難儀が殿の御身に落ち來るやうも知れぬ。忠ならんとして忠ならず、孝ならんとして孝ならず。嗚呼、此身がいつまで生きてゐる所で、國家に何の益もなければ、死んで殿に御迷惑のかゝらぬやうにするが、寧ろ優つてゐるであらう。」

先生は此見地から、遂に一身を殺して、藩侯の累を除かうと決心されたのであります。しかし思へば斷腸の種であります。先生が日夕忘れ得ない老母榮女は今年七十の高齡で、餘命幾くもありません。我が亡きあととは三十六歳の妻たか子が、十六の長女かつ、十歳の長子立（一學）七歳の次子諧（小華）を育て、老姑に事へてゆかなければなりません。先生の家は窮、骨ほねに徹てつしてゐるのであります。あれやこれやを考へると、誰にも訴へることの出來ぬ先生の心中は、どんなであつたのでありませうか。

天保十二年十月十日、秋も闌たけて庭にすだく蟲の音も憐れに聞ゆる夜、先生は愈々自殺を決行



しようとなされました。先生は曾て椿山に手紙を寄せて、「人間は老少不定であるから、いつ死ぬか分らぬ。死んだら不忠不孝渡邊登墓と墓表に書いてくれ、此事は半香にも話して置いた」との旨を云ひやられたことがあります。不忠不孝の贖辭は先生常に念頭にあつたのであります。そこで愈々自殺を覺悟された時も自ら不忠不孝渡邊登と書かれました。しかし先生自らは不忠不孝と稱せられましたが、事實は純忠純孝であつたのであります。

長子の立に宛ては、

餓死するとも二君に仕ふ可からず。

御祖母様御存中は何卒御機嫌克孝行を盡し可申候。其方母不幸のもの、又孝行盡可申候。

十月十日

不忠不孝之父

登

渡邊立どの

との遺書を認められました。餓死するとも云々の一句は、千言萬語に優つて、先生の心血は此に

凝つて居ります。祖母と母とへの孝養をすゝめたところ、これ亦先生の眞骨頂であります。此遺書に對して何人か涙の落下するを覺えぬものがありませうか。岡崎の中山氏の養子となつた實弟助右衛門へは、

拙者事不慎にて、上へ御苦勞相掛け候て恐入候間、今般自殺致候。御母様へ對し申譯無<sub>レ</sub>之、不忠不孝の名後世に残り、何とも其許にも申譯無<sub>レ</sub>之、嘸かし後に御困難可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>成候間、必死御救申上様頼申候。茂兵衛・喜太郎などへも宜敷、此様なる書は涙のたね故略し申候、頓首。

十月十日

助右衛門殿

と、老母のことを頼まれました。猶先生の門人で水戸藩に仕へた金子武四郎と椿山とへ遺書を書き置かれました。椿山宛のものは次の如しです。

一筆啓上仕候。私事老母優養仕度より誤り、半香義會に感じ、三月分迄認、跡は二半に相成置候處、追々此節風聞無實の事多く、必ず災至り可<sub>レ</sub>申候。然る上は主人安危にもかゝはり候間今般自殺仕候。右私政事をも批判しながら不慎の儀と申所に落可<sub>レ</sub>申候。必竟惰慢不<sub>ニ</sub>自願<sub>一</sub>よ

り言行一致不<sub>レ</sub>仕の災に無<sub>ニ</sub>相違<sub>一</sub>候。是天に非ず自取所に無<sub>ニ</sub>相違<sub>一</sub>候。然れば今日の勢ひにては老母始め妻子に非常の困苦は勿論、主人定めて一通にては相濟申間敷哉、然れば右の通相定候定而天下物笑惡評も鼎沸可<sub>レ</sub>仕尊兄厚く御交りに候も先々御忍可<sub>レ</sub>彼<sub>レ</sub>下候。數年の後一變も候は<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>悲人も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉、極秘永訣如<sub>レ</sub>此候。 頓首拜具。

十月十日

華 押

椿山老兄

末段に數年後の時勢を洞察した所は、流石に先見者たるに愧ぢず、之を以て聊か自ら慰めて、安からぬうちに安じて逝かれたのであります。

盧生邯鄲夢圖は、自家の一生を諷して子孫に残さんが爲め、最後に描かれたと云ふことに傳はつてゐます。世間では大變傑作のやうに取沙汰してゐますが、此畫の原圖は唐土名勝圖繪にありまして、先生の創意ではなく、殆ど粉本類似の者であります。又靜に見ますと、先生の作中決して傑作の部類に入る者ではありません。先生の次子小華の模寫もあることですから、先生の筆ではありませうが、實際先生が最後の筆であつたか、又子孫に残される爲めに書かれたのだから、ど

うも疑問だと思ふのであります。單に人間一生の榮枯盛衰を一夢と觀じた戲餘の模寫でもありませんか。此圖を傑作のやうに取沙汰するのは、甚だ見當違ひと思ひます。斷じて先生の心血を瀝いだものではありませぬ。

さて十月十日の夜決行されようとしたのですが、老母の眼を忍ぶことが出来ないので、心ならずも翌日になりました。

天保十二年十月十一日には先生は南坊流の宗匠奥田某を尋ねられまして茶を喫し、晝頃歸宅して午餐をすませられました。先生の居宅の横手に、機織り部屋がありますから、先生は一寸のぞかれて何氣ない體で、機織る下女に向ひ、「まだ織れてしまはないか」と云はれ、今度は居宅の向側にある、もと大藏永常が砂糖を造つた所へ入られました。

先生の尊い血潮は此で流されたのであります。先生は先づ割腹され、それを白布で巻いて、衣服を正し、今度は返す刀で咽喉を突いて、見事に四十九年の生涯を畢られたのであります。當時用ひられた刃物は播磨の祐國作の短刀でありまして、文政十三年八月、播磨明石の大野夕鷗と云ふ人が先生に贈つたものであります。當時の檢屍書も傳はつてゐます。

老母は先生の在らぬを怪み、下女とともに、何心なく、此別屋に入られますと、こは如何に先生は坐つた儘咽喉を貫いて打伏せに絶命されて居られます。老母はあつとばかり、魂を消しましたが、やゝあつて、とくと此様を見「其死様は何ぢや、武士ともあらうものが、割腹もせで、女の眞似して咽喉突くとは」と、さめ／＼と泣かれました。しかしよく／＼改めて見ますと、ちやんと腹一文字に割つさばいてあるのに、母は悲しいうちにも淋しく笑はれまして「流石に我子であるわい」と云つて、又わつとばかり泣き伏されたと云ふことです。封建時代の武士の母に背かぬ心掛けであります。

先生自殺の事は江戸に急報せられ、藩侯から、幕府に届け出がありましたから、例の吟味役であつた中島嘉右衛門が檢視役となつて、十一月田原に來ました。檢視が済んで、其夜田原の南、城寶寺に葬りました。諡號は文忠院華山伯登居士とつけました。

精勵勤勉で、しかも多事多難であつた先生の一生は、遑々たる間に畢りましたが、先生の夫人たか子が、先生歿後に於て年老いたる男優りの姑に善く事へ、まだいたいけの遺兒を養はれた心勞貞節に向つても讃辭を捧げなければなりません。老母榮女は、先生が亡くなられて後三年、弘

化元年、七十三で死なれました。先生の長男立は、安政三年、二十五歳で若死されたので、次男諧は、椿山の門に入りて畫技を修め、小華と號してゐましたが、渡邊家を相續しました。先生の罪科赦免のことは、藩侯から二度までも幕府に願ひ出しましたが、幕府は之を聽き届けませんでした。餘程重く見てゐたのであります。其の始めて許可となつたのは、明治元年のことで、先生の墓碑は、それでやつと建つことが出來ました。しかし先生が望まれた不忠不孝渡邊登の墓表ではなくて、小華が母たか子の墓と並べて普通の石碑を建設したのであります。明治二十四年四月三日、田原藩士は先生の碑を田原の城址に建て、朝廷よりは内帑金を賜はり、尋で正四位を贈られました。四十二年、華山會の創立成り、先生の舊宅の地池の原を保存し、此に碑を建て、永く先生自盡の地を残すことにしました。今田原の巴江文庫に多く先生の遺墨遺物を保存してゐますが之を整理して残したのは、椿山の娘で、小華の夫人となつた須磨子の力であります。

先生が死なれた翌天保十三年七月に、文政八年に發布された外國船擊攘の令が廢されました。之はモリソン號に搭乗した漂民壽三郎なるものが澳門から寄せた書に本づいて、長崎奉行柳生久包（かほ）から幕府に上つた意見が行はれたからのものであります。天保十四年から弘化嘉永にかけて外

國船の來航は愈々頻繁となりまして、遂に嘉永六年六月、米國水師提督ベルリの下田來船となりました。之から攘夷論が盛に行はれまして、幕府は對外策に忙殺されましたが、攘夷論は幕府を倒す一手段として用ひられましたので、事實は開國の方に進み行き、幕府は倒れて、我が邦は開國進取の國是を執ることになつたのであります。是に於て嶺山先生や高野長英等の先見の明は、立派に證據立てられることとなりました。唯世人及當局者が矇昧の間に、先生達の眼光は炬の如くありました。それ故に群小の擠す所となられたのであります。

先生は現世に不幸であられましたが、未來は永く幸福に生きてゐられます。先生の名は歳とともに高くなつて、遂に泯ぶる時はありません。先生の志は是に始めて酬いられたと云つてよろしい。偉なる哉

## 嶺 山 先 生 年 譜

寛政五年癸丑〔一歳〕

九月十六日丑刻麴町區半蔵門外三宅侯藩邸に生る。父名は定通、巴州と號す。年二十九歳。時に光格天皇の十四年。徳川十一代將軍家齊の治下也。是歳六月高山彦九郎白刃す。

寛政十二年庚申〔八歳〕

八歳の時神苗世子（龜吉）の伽を命ぜらる。此歳より十五歳乞日勤の御奉公をなす。是歳二月戸川安倫等を蝦夷地に遣す。閏四月伊能忠敬に蝦夷地等の實測を命ず。

享和三年癸亥〔十一歳〕

父定通三宅老公（喝巖公）の附を兼ねるを以つて六月從ひて巢鴨の邸に移る。是歳老公逝去し復父に從ひて麴町の舊宅に歸り再び世子の伽に任ず。是歳十月蘭醫前野良澤歿す。

文化元年甲子〔十二歳〕

三月より月俸を給せらる。是歳九月露使レザノフ仙臺漂民を送りて長崎に來り開港交易を求め十二月幕使派遣のことあり。

文化三年丙寅〔十四歳〕

三月神苗世子逝去され七月公子元吉（篤巖公）世子に立せられ又伽を命ぜらる。是歳九月露人樺太を寇す。前年七月には將軍家齊蘭醫杉田玄白を引見のことあり。

文化五年戊戌辰〔十六歳〕

默巖公の近習を命ぜられ給金を給ふ。五月田原に從駕して六月歸る。藩儒鷹見爽鳩により畫家白川芝山に師事す。（十六歳より三十三歳迄は隔日に日勤同様繁多に相勤候）

是歳正月會津仙臺の兵蝦夷地に送らる。四月下田浦賀に砲臺を築く。八月英船長崎を掠む。十二月南部津輕兩藩に蝦夷地の警備を命ず。

文化六年己巳〔十七歳〕

君公大阪にて薨せられ世子即せられ先生故の如く新君に近習たり。是歳六月蘭醫桂川甫周歿す。九月間宮林藏黒龍江地方を探りて歸る。

文化七年庚午〔十八歳〕

寫山樓谷文晁の弟子なる金子金陵の門に入る。是歳二月幕府異船防禦を令す。五月常陸に英船來る。八月竹内式部歿す。

文化九年壬申〔二十歳〕

此頃學業を佐藤一齋に受け畫を谷文晁に學ぶ。是より數年君親奉仕の餘暇を以て日夜怠りなく書を讀み畫を學び古畫を傳摸し寫生をなし旁ら燈籠の畫を描くなど種々の繪畫を以て活計をなし寅若しくは卯に起き夜は子又は丑に至るを毎とす。末弟如山五郎定固生る。

是歳八月露艦來りて高田屋嘉兵衛を捉へ去る。之前年露艦蝦夷に來りしを戌兵その艦長ゴロウインを捕へ未だ放たざるに由る。

文化十一年甲戌〔二十二歳〕

正月納戸役に命ぜられ給金月俸を増さる。勤務頗る繁多なれど繪畫文學の事益々たゆまず畫事殆んど成りて老成も畏るゝ所あり。是より後同好の士と社を結び繪事甲乙會と名付く會規は先生の作る所たり。此頃より數年寓畫堂（また齋）と稱す。

是歳二月和蘭人來聘す。また伊能忠敬の沿海實測全圖成るもこの歳なり。

文化十二年乙亥〔二十三歳〕

刀番兼務を命ぜられ君侯の出る毎に供頭たり。是歳杉田玄白蘭學事始を著す。

文化十三年丙子〔二十四歳〕

春病を養ふ。是歳英船琉球に來り互市を乞ふ。

文化十四年丁丑〔二十五歳〕

是年三月廿二日仁孝天皇受禪御登極のことあり。四月杉田玄白歿す。是に八十五歳也

文政元年戊寅〔二十六歳〕

十一月君侯に從ひ田原に到り十二月十三日歸る。是歳五月英船浦賀に來る。

文政二年己卯〔二十七歳〕

三月日本橋浮世小路の百川樓に書畫會をなす。來會する者甚だ多し。夏の頃側勤を免ぜらる。

文政三年庚辰〔二十八歳〕

是歳正月水戸より大日本史紀傳四十五冊を獻す。六月使番役にすゝむ。月俸五人口賜る。和田倉門

關番を命ぜらる。  
是歲十二月浦賀奉行内藤正弘相州沿岸の守備を命ぜらる。

文政四年辛巳〔二十九歲〕

六月使して相模に到る。歸途鎌倉江島に遊ぶ。この紀行を使相録といふ。  
是歲四月伊能忠敬歿す。十二月松前奉行を廢し其管地を松前氏に還付す。

文政六年癸未〔三十一歲〕

同藩士和田傳の女たか子を娶る。たか子時に十七歳。先生此頃「心の掟」として自省の目を定む。  
是歲獨逸人シーボルト長崎に来る。

文政七年甲申〔三十二歲〕

八月九日六十歳を以て父定通歿す。その遺照を寫す。先生家督を命ぜられ遺祿八十石を賜る。この頃より外患繁く物情漸く騒然たらんとし先生心を深く洋學に傾くに至る。又其頃金叡宮また金叡居士と稱す。先生品川に寓居し海上に旭光を望むところなりし故なりと。是歲英船寶島に寇す。

文政八年乙酉〔三十三歲〕

疾を以て野州鹽原に轉地す。六月弟子椿山を伴ひ兩總常武に遊ぶ。その紀行に四州眞景四卷あり。此頃秀巖堂と稱せしこと後年の落款中にも見ゆ。  
是歲二月幕府外國船打拂令を發す。五月英船陸奥沖に来る。

文政九年丙戌〔三十四歲〕

二月取次役となる。時に君侯一橋門關の役あり先生因て番頭控を命ぜらる。先生又この頃より松崎懋堂に親しく道を問ふ。長女かつを擧ぐ。  
是歲高橋作左衛門「露西亞書和解」を上り、青地林宗「氣海觀瀾地學正宗」を譯す。

文政十年丁亥〔三十五歲〕

七月君侯疾に罹らせられ先生齋公子(信友)に従して田原に到る。留ること數旬世子問題は素志と違ふこと甚しく先生之より陽に韜晦し陰に將來のため熟慮せらる。

文政十一年戊子〔三十六歲〕

是歲九月高田屋嘉兵衛歿す。

新君の側用人に登用兼而巢鴨老公傳役たり。

是歲畫人野呂介石歿す。

文政十二年己丑〔三十七歲〕

八月十四日君侯三宅家の家譜編纂の内命を受く。  
是歲六月近藤重藏歿す。

天保元年庚寅〔三十八歲〕

正月上祖靈巖公の故領武州幡羅郡颯尻に至り遺跡を探求し記録す。之即ち訪蹟録也。

天保二年辛卯〔三十九歲〕

九月門人椿巻を拉して相州厚木に遊ぶ。游相日記あり。十月上州桐生足利に遊ぶ。毛武游記あり。  
是歲大阪川口を浚濬し天保山を築く。

天保三年壬辰〔四十歲〕

五月年寄役末席に命ぜられ祿を加へて百石となり役料二十石給ふ。世子の傳を兼ぬ。長男立生る。  
是歲水戸齊昭諸臣に海防を講ぜしむ。九月頼山陽歿す。

天保四年癸巳〔四十一歲〕

四月田原に到る。その紀行を「參海雜誌」といふ。  
是歲四月杉田玄白七十一歳を以て歿す。十一月井伊直亮老中に任ず。諸國風害冷害饑饉の兆あり。

天保六年乙未〔四十二歲〕

君侯に建議し報民倉を造る。領民擧つてこの工に參ず。先生潤筆料を以つて米穀に代へ之を獻ず。  
是歲十二月井伊直亮大老に任ず。

天保七年丙申〔四十四歲〕

此年凶饉にして在國の君侯急使を江戸藩邸に遣はして、先生を國元に召還以て救荒の事に當らしめんとす。時に先生病みて起つ能はず。褥中「凶荒心得書」並に藩主の領民に對する告諭文の稿を草し同志眞木重郎兵衛をして携行せしむ。  
是歲五月徳川齊昭砲臺を常州助川に築く。

天保八年丁酉〔四十五歲〕

二月世子伯太郎君の師範を命ぜられ讀書寫字を教へまひらす。凶荒後の藩地の殖産興業に着目し當時の農政學者佐藤信淵に領内巡察を乞ひ且つ田原に農政の講習會を開く。

是歲二月大鹽平八郎救民の亂を大阪に起す。四月將軍家齊職を十二代家慶に譲る。

天保九年戊戌〔四十六歳〕

此年春君侯先生をして執政たらしめんとす。天下の情勢に深く期する所ある先生は病身の故を以て御役目御免の願書を家老宛に提出す。その文退役願書として世に聞ゆ。同時に所蔵する所の書籍並に畫書を君侯に獻ず。之に附せる「進書趣意書」及び目錄あり。三月和蘭の貢使江戸に入る。先生甲比丹ニユイマンに就きて西洋事情を問答したる體のものを著す。「缺舌或問」といふ。

是歲八月水戸齊昭封事を上る。十一月幕府鳥居耀藏に互相沿海巡視を命ず。十二月松本斗機藏英船モリソン號につき幕閣に上書す。畫人岸駒歿す。

天保十年己亥〔四十七歳〕

正月「憤機論」一篇を草し外國事情より我國刻下の外交海防の急を論ず。四月疾を以て再度職を辭せんことを乞へど允せられず。今夏川原に役して國事を謀らしめんとの内命を受く。五月十四日讖

により町奉行所へ召され吟味上り屋入被仰付。十月十八日藩地蟄居を條件として放たる。是歲同志高野長英罪せらる。宇田川榕庵化學首唱のことあり。

天保十一年庚子〔四十八歳〕

正月十三日田原へ護送さる。廿一日田原到着。蟄居謹慎。是より隨安居士また觀海居士と號し讀書作畫を以て自適す。幽居中日誌あり「守困日歴」と云ふ。七月より十二月までのところ存す。

是歲八月清國商人來り英兵廣東を侵犯すと報ず。田原藩士鈴木春山「西洋兵制」を著す。畫人杏所立原任太郎歿す。

天保十二年辛丑〔四十九歳〕

幽囚の日移るにつれて窮迫次第に甚しく門人福田半香等書畫會を起し先生の急を救はんと謀る。先生を然ることの累を主家に及ぼさんことを慮り遂に十月十一日自盡さる。

是歲閏正月家齊薨す。五月井伊直亮大老を罷む。十二月谷文晁歿す。

# 渡邊華山

昭和十五年七月十一日印刷  
昭和十五年七月廿一日發行

書名 渡邊華山

定價 二圓

著作者 笹川臨風

發行者 株式會社 高陽書院

代表者 今泉調夫

東京市神田區小川町三ノ八

印刷者 早坂善太郎

東京市牛込區櫻町七番地

印刷所 大日本印刷株式會社櫻町工場

東京市牛込區櫻町七番地

發行所 株式會社 高陽書院

東京市神田區小川町三ノ八  
電話・神田二三五一一  
振替・東京九〇〇三

日本女子大學校 櫻楓會 學藝部 編者

【最新刊】

# 萬葉集女性の歌

四六判四八〇餘頁  
美裝上製・函入  
定價二圓八十錢  
送料普通二十二錢

羽衣武鳥又次郎先生の序 しらゆふ會々員の萬葉集研究の結果の一部ともいふべきこの萬葉集女性の歌の成りたるはわが國文學界にとりて慶賀すべき事である。從來萬葉集中の女性の歌を對象とせる編著は二三無いでもなかつたが、是書の如く女性全部の作品を悉く説明し鑑賞したものは一つも現れなかつた。而して又其説明鑑賞の方法に就いて見るも、煩瑣にわたつた學究的の考證解釋に傾かず、大多數の人々に了解せられ、玩味せらるゝやう通俗的に而も鑑賞を主とした執筆の態度は確にこの萬葉集を廣く世に了解させ普及せしむる上に効果的であると思ふ。——幸にして此書、萬葉學に資することを得かねて歌心ある婦人をうながして歌道進展の上にも一刺激となる事もあらばいかばかり嬉しからむ——

次田潤先生序文の一部 本書は萬葉集中の女性の作歌全部に懇切明快な解釋と鑑賞とを施した點に於て全く前例のない著述であります。此の外になほ次に擧げるやうな著しい特色があります。第一は萬葉集を熱愛する現代の女性が集中の同性の作を評釋された事であり、第二は同じ學窓の出身者が、年齢の差を超越して協力し聯絡を保ちつゝ互に勵まし合つて、この事業を完成せられた事であり、第三は筆者の大部分が家庭の主婦でありながら、繁瑣な家政の餘暇を利用して而も短日月の間にこの書を書き上げられた事であり、——本書の成立過程には右に述べましたやうな多くの美點があるのでありますから、出版の曉には定めし世の注意を惹き又必ずや好評を以つて迎へられるであらう。

東京帝國大學教授 蠟山政道著 【最新刊】

# 現代社會思想講話

四六判・三百五十餘頁  
日本麻布製・上製函入  
定價一・六〇送料一四

目次	一、序説	二、新労働運動
二、自由主義	三、無産政黨	三、憲政本義
三、ファシズム	四、教育的立場	
四、共産主義	五、婦人問題	
五、國際政治	六、婦人參政權	
六、國際經濟	七、議會制度	
七、恐慌對策	八、政黨政治	
八、インフレーション	九、立憲獨裁	
九、統制經濟	一〇、日本のファシズム	
一〇、計畫經濟	一一、政治革新	
一一、行政機構	一二、	

今や新日本の革新は成らんとし成らず。國を擧げて新しき時代の生みの苦しみに悩むのである。而も新日本は國民の不安と、爲政者の焦慮の裡に生れ出でんとする。舊來の社會秩序の變革と社會思想の混亂は火を見るより瞭かである。日本革新の批判者であり又その擔當者たるべき國民よ！先づ現代社會思想の歸趨を究めて誤る勿れ！



奥谷松治著 [最新刊]

# 品川彌二郎傳

四六判・上製函入  
本文三百六十三頁  
定價二圓二十錢  
普通送料一四

- 第一章 生ひ立ちと教養
- 第二章 維新大業の翼贊
- 第三章 外遊
- 第四章 内務省時代
- 第五章 農商務省時代
- 第六章 駐獨公使時代
- 第七章 宮中顧問官
- 第八章 内務大臣
- 第九章 在野時代
- 第十章 終焉

幼にして松下村塾に志を養ひ高杉、久坂の先鋒に伍して尊皇の大義に身を挺し、維新の大業成るや大山巖と共に普佛戦役を視察し獨英に留りて經國濟世の學を修むること數年。明治九年歸朝内務大丞に任じ十四年農商務省開設せらるゝや省務を綜攬した。後或は獨逸大使に任じ又宮中顧問、御料局長官として皇室財産を整備する等行く所として功を殘さざる第一松方内閣の内相に任じ日本憲政史上隠れなき選舉干渉を行ひ利あらず桂冠した。而も板垣、大隈の自由民權に抗し民論を誘導して國家主義を持せしめんとし西郷從道と共に國民協會を組織し首領に任じたるも志を得ず京都に隱遁した。

彼の業績中最も大なるものは單位組合參萬餘・組合員數五百餘萬戰時農業政策の樞軸として將又戰時經濟遂行の一大經濟機關たる産業組合組織の移植である。而も今年氏は氏が死の床に産業組合法の發布を知つて歡喜してより正に四十年。日本は東亞新秩序の盟主として聖戰達成に邁進しつゝある時國家主義の先驅者としての波瀾多き子の一生を序す。

終